

参議院議員候補予定者へのアンケート調査票

参議院議員 紙智子

1. わが国の障害者関係予算の水準について

わが国の障害者関係予算はOECD諸国の中でも極めて低い水準にあり、障害者関係予算については、OECD諸国水準までの大幅な増額が必要であると考えていますが、ご見解をお聞かせください。

- ① 障害者関係予算の増額に賛成
- ② 障害者関係予算の増額に反対
- ③ 何ともいえない

それぞれのご回答についての理由をお聞かせください。

サービス基盤が圧倒的に不足しており、地域で自立した生活を望んでも使えるサービスがないことになりかねない。国際的にみてもスウェーデンの1/10、ドイツの1/4しかない予算を大幅に増額し、基盤整備を緊急にすすめることが必要です。

2. 「障害者権利条約」の批准と「障害者差別禁止法」の制定について

昨年12月の国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。既に89カ国(07年4月29日現在)がこの条約に署名し、1カ国が批准していますが、まだ日本政府は署名していません。

また、韓国では今年3月に「障害者差別禁止法」を制定し、現在、40カ国以上がこうした権利法制を整備していますが、わが国は、整備していません。

私たちを含め、全国の障害者団体及び関係団体は、「障害者権利条約」の批准と国内履行に向けて、国内法や障害者の実態の検証と整備を行い、条約内容を十分に国内施策等に反映できるようにすることが重要であると認識しており、この条約に規定されている諸権利の実現のための国内法の整備として、強制性と実効性を伴う「障害者差別禁止法」の成立が不可欠であると認識しています。

(1)「障害者権利条約」に対するご見解をお聞かせください。

- ① 早急に国内法等の検証と整備を行い条約に適合するものとした上で批准することに賛成
- ② 条約を批准することには賛成であるが、国内法等の検証と整備については批准後に行う方がよい
- ③ 国内法の整備等をしないことを要件として批准することに賛成
- ④ 何ともいえない

それぞれのご回答についての理由をお聞かせください。

わが国の障害者施策は、働く場、所得保障など依然として厳しい状況に置かれている。なにより、自立支援法による応益負担は、障害者の生きる権利を侵害するもので、権利条約に反する。障害者の権利を実質的に前進させるためには、いまだ不順分な国内法の検証、整備が不可欠です。

(2)「障害者差別禁止法」に対するご見解をお聞かせください。

- ① 法的な強制性と実効性の伴う「障害者差別禁止法」の制定に賛成
- ② 「障害者差別禁止法」の制定に賛成であるが、法的な強制性と実効性は必要としない
- ③ 「障害者差別禁止法」の制定に反対
- ④ 何ともいえない

それぞれのご回答についての理由をお聞かせください。

障害をもつ人たちの状況は、雇用、教育、交通など障害を理由として権利侵害があとをたちません。これらをやめさせるために、強制性と実効性をあわせもつ「障害者差別禁止法」の制定を急ぐべきです。

3. 「障害者自立支援法」について

昨年4月の「応益負担」、10月の全面施行により「障害者自立支援法」が実施されましたが、国会における審議段階から当事者及び関係者が指摘してきたとおり、多くの問題が明らかとなりました。

その結果、昨年末に、政府は、3年間にわたる1200億円の特別対策を行い、軽減策等を実施せざるを得なくなりましたが、障害者の生活実態を無視した応益負担やサービスをより必要とする人々への負担増とサービスの利用及び提供抑制等の多くの根本的な問題は未だ解消されていません。

さらに精神障害者の社会的入院の解消が大きな課題とされている中で、全国のほとんどの障害当事者団体の反対の声を無視して、今年4月から実施することが示された、精神障害者の退院支援施設は、この法律が示す理念の実現とは程遠い中身となっていることを証明するものです。

このような状況から、私たちは、「障害者自立支援法」は一度凍結し、障害のある人々が本当に地域で自立した生活を実現することを支援する法制度へとつくり直す必要があると考えていますが、現行の「障害者自立支援法」に対するご見解をお聞かせください。

- ①「障害者自立支援法」の凍結に賛成
- ②「障害者自立支援法」の凍結に反対
- ③何ともいえない

それぞれのご回答についての理由をお聞かせください。

自立支援法は、障害者・児や家族に過酷な負担を強い、施設事業所の経営を困難にしている。応益負担を撤廃させるなど、抜本的見直しが必要。

4. 一般雇用における支援について

ILOの条約や勧告に基づけば、就労を希望しているすべての障害のある人々は失業者と認識し一般雇用対策から排除されることはないと示されています。

また、「障害者権利条約」では、障害者が就労するために必要な配慮を「合理的配慮」として締約国が、その配慮を実施しないことを差別と定義しています。

しかし、わが国の障害者雇用の現状は、障害ゆえに必要とする「合理的配慮」の提供を必要としないことを採用要件とするだけではなく、障害者が必要とする介助等のサービスを利用できない状況になっています。障害のある人々に対する就労支援に関するご見解をお聞かせください。

- ①一般雇用において障害者が必要とする「合理的配慮」を法制度等において整備することに賛成
- ②一般雇用において障害者が必要とする「合理的配慮」を法制度等において整備することに反対
- ③何ともいえない

それぞれのご回答についての理由をお聞かせください。

一般就労の促進のために、定雇用率・納付金を引上げるとともに、精神障害者への適用拡大と障害者の就労環境の整備を義務づけるなど、現行制度の見直しと新たな就労支援施策の前進を図ることが必要です。

5. 障害者政策に対する考え方について

以上具体的な課題についてお伺いいたしましたが、最後に障害者政策に対する基本的な考え方などがありましたらご自由にお書きいただきたいと思います。

自公政権のもとで相次ぐ社会保障、障害者福祉の後退が生存権をおびやかしています。このような政策を転換し、障害者関係予算を大幅に増額し、障害者の人権保障とノーマライゼーションの実現めざして施策の抜本的な充実を行なうことが必要です。

【問い合わせ】

障害者自立支援法に地域の声を届けよう北海道実行委員会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55

ほくろうビル5F DPI北海道ブロック会議内

TEL.011-219-5687 FAX.011-219-5688

e-mail: info_hokkaido@dpi-japan.org

ホームページ: <http://www.dpi-japan.org/hokkaido>